

会員限定
無料相談
☎0465 要予約
24-2612

弁護士の
法律
相談会

10～12時

8月15日金
9月 2日火
9月19日金
10月 7日火
10月17日金

弁護士の
相 続
相談会

10～12時

8月20日水
9月17日水
10月15日水

社労士の
年金・
社会保険
相談会

10～12時

8月12日火
9月 9日火
10月14日火

不動産コンサルタントの
不動産
相談会

10～12時

8月28日水
9月25日水
10月23日水

税理士の
税
相談会

14～16時

8月21日水
9月18日水
10月16日水

日本政策金融公庫の
融 資
相談会

10～12時

10月 1日水
12月 3日水

経営コンサルタントの
経 営
相談会

日時応談

☎24-2614まで
ご予約下さい

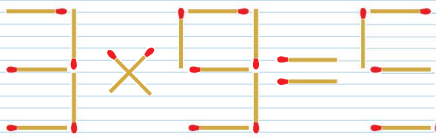
会 場
小田原
相談室
注意
同一内容のご相談は
重ねてできません。
予めご了承ください。

前号のクイズのこたえ

初夏(A:初 B:夏)

プレゼントが
もらえる
謎 解 き クイズ

マッチ棒を1本動かすと正しいものになります。
正しい式と答えを作ってください。



①クイズのこたえ ②住所 ③氏名 ④電話番号 ⑤職業
⑥年齢 ⑦本紙への感想、ご要望等をご記入の上、
下記まで応募ください。
※当選は賞品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

応募先 〒250-0012 小田原市本町2-3-24
小田原青色申告会 「謎解きクイズ」 係

会員限定 WEBフォームからも応募できます

クオカード 1000円分を3名様にプレゼント

締 切 2025年8月29日(金)着分迄

会計ソフト、ひとりで悩まない！スッキリ安心の相談会

会計ソフト相談会

正会員限定／Web予約制／年度内初回無料

- ☒ どの会計ソフトを使えばいいか相談したい
- ☒ 会計ソフトを導入したけれど、何から始めれば
いいかわからない…(初期設定)
- ☒ 利用中の会計ソフトが使い難い…乗り換えたい
- ☒ 使い方が正しいのか不安…(入力方法や確認方法)
- ☒ 入力したデータの点検をして欲しい
- ☒ 決算の処理が難しい…
- ☒ データ連携などを利用して効率化したい！

年度内2回目より1回4,000円(税込)のサポート料を
いただきます。お得な年間サブスクリプション12,000円
(税込)もご用意しています。ご相談ください。

お支払いは便利なキャッシュレス決済(クレカ・交通系ICカード)で!

日 程 8月25日(月)～29日(金)
9月 8日(月)～12日(金)
10月20日(月)～24日(金)

時 間 9時30分～、11時～、13時～、
14時30分～、16時～(各回60分目安)

持ち物
・前年分の決算書・申告書のお控え
・インストール型の会計ソフトをノートPCでご利用の方
はノートPC本体
・クラウド型の会計ソフトをご利用の方は会計ソフトへの
ログイン情報(メールアドレス・パスワード等)
・データ連携をご希望の方は、連携先へのログイン情報

予約方法

当会ウェブサイトへアクセスし、画面の
表示に従ってご予約をお願いします。
<https://www.aoiro-odawara.com>



団体割引
10%

見積無料
まずは見積りを!

関東自動車共済協同組合

あんしん ゆとり たすけあい

※団体割引は共済契約者及び被共済者が関東自動車共済の定める条件を満たした場合のみ適用し、割引
率は台数規模と損害率により決定し毎年見直しされます
※初めてご契約される場合、利用料として1,000円が必要となります
※お客様から頂いた個人情報につきましては、自動車共済のお見積り作成以外には利用いたしません
※適応期間令和6年10月1日～令和7年9月30日

あなたの自動車保険(共済)見直してみませんか?

3つの安心

- ①損保や他共済から
優遇割引率継承!
- ②万一の示談対応も安心の
示談交渉サービス!
- ③全国5つの組合が万全の
事故・故障対応!

仕事で車を使用している方

一般的に仕事で使用する車は、
通勤やレジャーで使用する車よ
り割高な保険料設定ですが、関
東自動車共済(協)では使用用
途別掛金設定がありません。

加入資格

団体割引対象は会員はもちろん
会員と同居のご親族様
会員の事業所にお勤めの方

(引受共済)
関東自動車共済協同組合 神奈川県支部 横浜市港北区新横浜3-18-20 TEL:045-474-2700
2504015-50000

見積だけでも歓迎! お問い合わせは…小田原青色共済株式会社 0465-24-1112

TOPICS ①

令和7年度 税制改正

所得税の見直しと働き方・社会保険への影響

※令和7年6月時点の情報です

■ 所得税改正のポイント(令和7年12月施行)

1. 基礎控除の見直し ～所得に応じて最大95万円の控除(改正前48万円)～
【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額			改正前
	改正後		改正前	
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円	
132万円超 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円		
336万円超 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円			
489万円超 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円			
655万円超 (850万円超 2,545万円以下)	58万円			

2. 給与所得控除の引き上げ ～最低控除額が55万円→65万円に～
【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

3. 扶養親族等の所得要件の引き上げ

給与収入103万円(合計所得金額48万円)未満→給与収入123万円(合計所得金額58万円)未満に
変更。扶養親族等の対象が拡大。

4. 特定親族特別控除の新設

給与収入123万超～給与収入188万円以下の『生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族』に
対し、最大63万円の控除(控除額は段階的に減少)の新設。令和8年1月以後は、給与収入165万円
以下であれば、源泉徴収の際に源泉控除対象親族として扱われる。

■ 給与の源泉徴収事務および年末調整への影響

【令和7年の影響】

改正前の源泉徴収税額表を使用し、従来どおりの控除額で月々の源泉徴収を行い、年末調整で改正後の
控除を反映し、年間の税額を再計算して精算します。

【令和8年以降の影響】

改正後の控除額が反映された新しい源泉徴収税額表を使用して月々の源泉徴収を行います。

■ 市県民税(住民税)との関係

今回の税制改正で地方税(住民税)の基礎控除は改正されていません。住民税の
非課税ラインへの影響は限定的です。住民税非課税世帯に対する住民サービス
(就学援助・保育料算定・医療費助成等)を受けている方は特に注意が必要です。

■ 社会保険制度との関係

今回の所得税の税制改正は社会保険の加入要件(「106万円の壁(今後撤廃予定)／週20時間の壁」「130
万円の壁」)には影響しません。「控除が増えたから安心」と思って収入を増やすと、思わぬ保険料負担が発
生する可能性があります。なお、社会保険加入により、将来の年金受給額の増加や傷病手当金や出産手当
金の支給など様々なメリットがあります。総合的に勘案して判断しましょう。



年収の壁突破・総合相談窓口

2 0120-030-045(フリーダイヤル)

受付時間 平日8時30分から18時15分まで

事業主はもちろん、「どの年収の壁対策が自分に関係あるのか分からない」
「社会保険に入るべきかどうか悩んでいる」といった労働者からの悩みや疑
問も受け付けています。

この夏も元気な作品をお待ちしています!

第44回

青色申告・小学生の

税の書道展

申告色

申告色

申告子

応募者全員に
参加賞!

今年の
課題

1・2・3・4年生

「ぜい」「のぜい」「ぜいほう」
「あおいろ」「しんこく」

5・6年生

「税」「消費税」「自動車税」
「青色申告」「電子申告」

お問い合わせ | 書道展係 TEL 0465-24-2613